

令和5年6月26日

令和5年度第3回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和5年6月26日（月）

午後1時30分開会～午後3時30分閉会

2. 場 所

宮城県土地改良事業団体連合会 古川事業所3階会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第16号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第18号 非農地証明願について

4. 協議事項

1) 農政

協議（4） 令和5年度農地等の利用の最適化に関する意見の提出について

5. 出席委員(23名)

1番 小 関 芳 樹 委員	2番 櫻 井 正 幸 委員
4番 佐 藤 裕 之 委員	5番 齋 藤 真理子 委員
6番 佐々木 正 彦 委員	7番 布 塚 幸 子 委員
8番 鈴 木 淳 也 委員	9番 菅 原 ひろみ 委員
11番 中 鉢 守 委員	12番 渋 谷 裕 子 委員
13番 高 橋 英理子 委員	14番 佐々木 俊 通 委員
15番 下 山 信 行 委員	17番 菅 原 まり子 委員
18番 高 橋 順 子 委員	19番 中 條 泰 洋 委員
20番 菅 原 清 一 委員	21番 小野寺 正 晃 委員

22番 鈴木 至 委員

23番 佐々木 渉 委員

24番 齋藤 浩義 委員

25番 熊谷 安正 委員

26番 佐々木 政直 委員

6. 欠席委員(2名)

10番 横山 藏人 委員

16番 只埜 和臣 委員

7. 遅刻委員(なし)

8. 議案提案者

会長 佐々木 政直

9. 出席職員

事務局長 千葉 晃一

事務局次長 藤本 将寛

事務局長補佐 星 充浩

事務局長補佐 真田 賢一

主幹兼係長 石垣 佳子

主幹兼係長 今野 春樹

主事 岡田 隼弓

再任主査 荻野 信男

主幹 遠藤 利典

事務所長 佐々木 賢

主幹兼係長 大沼 淳子

主事 三塚 裕介

再任主査 高橋 清一

午後1時30分開会

事務局（真田賢一事務局長補佐）

ただいまから、令和5年度第3回大崎市農業委員会定例総会を開催します。開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしくお願いたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、10番横山藏人委員、16番只埜和臣委員でございます。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和5年度第3回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、会期の決定についてお諮りします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りとします。

議長（佐々木政直会長）

次に、議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名します。19番中條泰洋委員、22番鈴木至委員にお願いします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、星充浩事務局長補佐を指名します。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔報告1～3の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から報告3の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。8番委員。

8番（鈴木淳也委員）

8番です。以前は転用に係る許可書の交付状況についての報告があったと思うが、報告がなくなった理由を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（千葉晃一事務局長）

許可書の交付状況とのことですが、年に一度まとめて報告してございますが、今後、必要な事項ということで、次回から報告させていただきます。報告事からなくなった経緯等については確認させてください。

議長（佐々木政直会長）

8番委員よろしいですか。

8番（鈴木淳也委員）

わかりました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第13号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について、番号48番から70番までの23か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第13号番号48番から70番までの23か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。22番委員。

22番（鈴木至委員）

22番です。番号53番と67番について質問させていただきます。どちらも少ない面積での新規就農となっておりますが、内容等はおわかりになりますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

番号53番の譲受人はご実家と同じ松山地域で、農業を営んでいるそうです。

今後、自家用の果樹を作付けすると伺っております。番号 67 番につきましては、当該地は譲受人の居宅と隣接する農地となっており、自家用の露地野菜等を作付けすると伺っております。

議長（佐々木政直会長）

22 番委員。

22 番（鈴木至委員）

番号 67 番は、譲受人の居宅に隣接しており管理できるものと推測されますが、番号 53 番につきましては、当該農地までの距離が離れているようです。譲受人の年齢や営農計画書等がわかれば教えてください。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員。

2 番（櫻井正幸委員）

お答えします。番号 53 番の譲受人に直接お話を伺ったところ、週末農家とのことで、小さい面積の農地を様々なところから借り、週末の度に耕作しているようなので、問題ないものと思われまます。営農計画は事務局でご報告をお願いいたします。

また、番号 57 番、58 番、59 番の譲受人も週末農家で、常に農作業をしていますので、こちらも問題ないものと思われまます。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、事務局お願いします。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

番号 53 番の譲受人ですが、年齢は 48 歳で、年間 40 日程度の営農計画となっております。以上です。

議長（佐々木政直会長）

22 番委員よろしいですか。

22 番（鈴木至委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第13号番号48番から70番までの23件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第13号番号48番から70番までの23件について、許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第14号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号5番から6番までの2件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしくお願ひします。
19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。6月23日金曜日午前9時より，7番委員，11番委員，12番委員，13番委員，14番委員，17番委員の6名と事務局2名で現地調査をしましたので，調査報告いたします。番号5番を17番委員，報告をお願いします。

17番（菅原まり子委員）

17番です。番号5番を報告いたします。転用目的は，駐車場8台分として利用するものです。申請地周辺の状況は，東側と北側が宅地，西側と南側が畑でございました。申請地の管理状況は，除草管理され良好でございました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は既存の側溝を利用することで問題ないものと見てまいりました。

19番（中條泰洋委員）

番号6番を7番委員，報告をお願いします。

7番（布塚幸子委員）

7番です。番号6番を報告いたします。転用目的は、土地区画整理事業の仮換地でございます。申請地周辺の状況は、東側と南側が宅地、西側が国道、北側が堤防でございました。申請地の管理状況は、土地の区画形状変更のための造成中でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は側溝が整備されており、周辺に農地はないため、問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第14号番号5番から6番までの2か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号6番について質問させていただきます。今回4条申請となっておりますが、申請の仮換地は、まだ農地の区画であるのに、このタイミングで転用ということは、道路、公園等になるということでしょうか。

若しくは、農地の区画であっても転用の許可申請が必要になるということでしょうか。その辺を教えていただければと思います。

事務局（藤本将寛事務局次長）

土地区画整理事業につきましては、農地を宅地にする区画と農地として地権者に返却する区画と分かれておりまして、宅地にする区画につきましては、保留地として販売を目的とする土地であり、この保留地の部分だけ転用申請が必要という認識でございました。ところが今回、県の担当者から、農地として地権者に換地する区画についても、土地の形状を変更するため転用に該当すると指摘があり、申請を求められました。

そのため、土地区画整理事業終了後も、農地の区画はそのまま農地として利用しますが、形状と区画が変更になるため、仮換地についても転用許可申請をしていただくところでございます。

議長（佐々木政直会長）

21番委員よろしいでしょうか。

21番（小野寺正晃委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。8番委員。

8番（鈴木淳也委員）

8番です。番号6番の関連で、令和4年度第10回の定例総会で、保留地としての転用について審議し、了とし県に進達しましたが、その後の進捗状況についてはおわかりになりますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（藤本将寛事務局次長）

県の担当者から、仮換地の転用申請をしていただいたうえで、一括して許可をするという話をいただいております。保留地については、いまだ許可はなされておられません。

議長（佐々木政直会長）

8番委員よろしいでしょうか。

8番（鈴木淳也委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第14号番号5番から6番の2か件について、意見相当と認め県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第14号番号5番から6番の2か件について、意見相当と認め県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第15号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番

号25番から42番までの18か件のうち、番号39番と40番の2か件は、議案第16号番号19番から20番までの2か件とそれぞれ関連することから、この2か件を議案第16号で併せて審議してよろしいかお諮りします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第15号番号25番から38番までの14か件と、番号41番から42番までの2か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは現地調査報告いたします。番号25番と26番を17番委員、報告をお願いします。

17番（菅原まり子委員）

17番です。番号25番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟、花壇、通路等を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側が道路、西側と北側が宅地、南側が畑でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可ですが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水は既存の側溝へ流し、生活排水は浄化槽を設置します。土砂流出対策は、平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号26番を報告いたします。転用目的は、自動車及び建設用機械の駐車場として利用するものです。申請地周辺の状況は、東側が田、西側が国道、南側が宅地、北側が雑種地でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は既存の側溝を利用することで問題ないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 27 番を 7 番委員，報告をお願いします。

7 番（布塚幸子委員）

7 番です。番号27番を報告いたします。転用目的は，仮事務所，駐車場，通路等を設置するものです。申請地周辺の状況は，東側がため池を挟んで山林，西側が道路を挟んで山林，南側が畑，北側が山林でございました。申請地の管理状況は，耕起されておりました。農地区分は，中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は既存の側溝を利用することで問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策は，敷地内平地を転圧し，敷き鉄板で養生を施すとのことでした。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 28 番から 33 番を 12 番委員，報告をお願いします。

12 番（渋谷裕子委員）

12 番です。番号28番を報告いたします。転用目的は，牛舎，堆肥舎を設置するものです。申請地周辺の状況は，四方が田でございました。申請地の管理状況は，牧草が作付けされておりました。農地区分は，おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で，原則転用不許可だが，農業用施設が設置されるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水はU字溝設置することで問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号 29 番を報告いたします。転用目的は，資材搬入路，駐車場，資材置場として利用するものです。申請地周辺の状況は，東側と西側が田，南側が宅地，北側が太陽光発電パネルが設置されておりました。申請地の管理状況は，雑草が繁茂しておりました。農地区分は，中山間地域等に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号30番を報告いたします。転用目的は，太陽光発電パネルを設置するものです。申請地周辺の状況は，東側と西側が田，南側が宅地，北側が太陽光発電パネルが設置されておりました。申請地の管理状況は，雑草が繁茂して

おりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号31番から33番を併せて報告いたします。転用目的は、宅地分譲4区画、専用道路を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側と西側が宅地、南側と北側が田と宅地でございました。申請地の管理状況は、除草管理され、一部に耕作した跡がございました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水は既存のU字溝へ流し、生活排水は公共下水道を利用することで問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策は、法面処理を施すとのことです。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号34番、35番を7番委員、報告をお願いします。

7番（布塚幸子委員）

7番です。番号34番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟、駐車場3台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、西側が水路と道路を挟んで畑、その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は、耕起した跡がございました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水は既存の水路へ流し、生活排水は公共下水道を利用することで問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策は、L型擁壁を設置することです。

続きまして、番号35番を報告いたします。転用目的は、建売住宅4棟、駐車場8台分、位置指定道路を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側と南側が宅地、西側が水路と道路を挟んで宅地、北側が畑でございました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できる

ものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は側溝、生活排水は浄化槽を設置することで問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策は、L型擁壁を設置するとのことです。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号36番，37番を13番委員，報告をお願いします。

13番（高橋英理子委員）

13番です。番号36番を報告いたします。転用目的は、宅地分譲2区画，道路後退するものです。申請地周辺の状況は、北側が宅地，その他三方が田でございました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策は、盛土して土留め擁壁を設置するとのことです。

続きまして、番号37番を報告いたします。転用目的は、土砂採取をするものです。申請地周辺の状況は、南側が田，その他三方が山林でございました。申請地の管理状況は、荒れ地となり雑草が繁茂しておりました。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、3年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

19 番（中條泰洋委員）

番号38番を14番委員，報告をお願いします。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。番号38番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟，駐車場2台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側が畑，西側と北側が宅地，南側が田でございました。申請地の管理状況は、野菜が作付けされており，一部には雑草が繁茂しておりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見

てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水はU字溝へ流し、生活排水は浄化槽を設置するとのこと。土砂流出対策は、平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。

19 番（中條泰洋委員）

番号41番を13番委員，報告をお願いします。

13番（高橋英理子委員）

13番です。番号41番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル160枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側と西側が田、南側と北側が太陽光発電パネルが設置されておりました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号42番を14番委員，報告をお願いします。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。番号42番を報告いたします。転用目的は、駐車場33台分として利用するものです。申請地周辺の状況は、南側が田，その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、おおむね300メートル以内に市役所等が存在する第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水は既存のU字溝に流すことで問題ないものと見てまいりました。

19 番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第15号番号25番から38番までの14か件と、番号41番から42番までの2か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第15号番号25番から38番までの14か件と、番号41番から42番までの2か件を合せた16か件について、意見相当と認め県に進達し

てよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号25番から38番までの14か件と、番号41番から42番までの2か件を合せた16か件について、意見相当と認め県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第16号農地転用事業計画変更承認申請について、番号19番から20番の2か件と、関連する議案第15号番号39番から40番までの2か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは現地調査報告いたします。番号19番と20番関連で、議案第15号番号39番と40番を14番委員、報告をお願いします。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。番号39番を報告いたします。転用目的は、建売住宅2棟、駐車場4台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側と北側が宅地、西側と南側が田でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水はU字溝へ流し、生活排水は浄化槽を設置することで問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策は、擁壁が設置されておりました。

続きまして、番号40番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟、駐車場スペースを設置するものです。申請地周辺の状況は、東側と北側が宅地、西側と南側が田でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できる

ものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水はU字溝へ流し、生活排水は浄化槽を設置することで問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策は、擁壁が設置されておりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第16号番号19番から20番までの2か件と、関連する議案第15号番号39番から40番までの2か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。議案書の記載の仕方についてお伺いします。番号38番、40番共に譲受人がお二方ずつおりますが、番号40番については持分の記載がございますが、番号38番には持分の記載がない理由を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

ご説明させていただきます。所有権移転が伴う際には持分を記載します。番号38番は使用貸借権設定で持分が発生しないため、持分の記載はございません。

議長（佐々木政直会長）

11番委員よろしいですか。

11番（中鉢守委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第16号番号19番から20番までの2か件と、関連する議案第15号番号39番から40番までの2か件について、意見相当と認め県に達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第16号番号19番から20番までの2か件と、関連する議案第15号番号39番から40番までの2か件について、意見相当と認め県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第17号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、番号194番から367番までの174か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

議案第17号番号239番から240番までの2か件については、■■番委員が関係する案件であります。この2か件を先に審議してよろしいかお諮りします。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第17号番号239番から240番までの2か件について、先に審議いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、■■番委員には当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室、着席願います。■■番委員退席願います。

[■■番 ■■■■■■■■■■委員 退席]

議長（佐々木政直会長）

審議を進めます。議案第17号番号239番から240番までの2か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第17号番号239番から240番までの2か件について、了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第17号番号239番から240番までの2件について、承認します。

■番委員の入室を認めます。

[■番 ■■■■■委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

議案第17号番号288番の1件については、■番委員が関係する案件であります。この1件を先に審議してよろしいかお諮りします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第17号番号288番の1件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、■番委員には当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室、着席願います。■番委員退席願います。

[■番 ■■■■■委員 退席]

議長（佐々木政直会長）

審議を進めます。議案第17号番号288番の1件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第17号番号288番の1件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第17号番号288番の1件について、承認いたします。

■番委員の入室を認めます。

[■番 ■■■■■委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第17号番号194番から238番までの45件と、番号241番から287番までの47件と、番号289番から367番までの79件を合わせた171件について

て、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号194番から238番までの45か件と、番号241番から287番までの47か件と、番号289番から367番までの79か件を合わせた171か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第17号番号194番から238番までの45か件と、番号241番から287番までの47か件と、番号289番から367番までの79か件を合わせた171か件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第18号非農地証明願について、番号5番から8番までの4か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは現地調査報告いたします。番号5番から8番までを11番委員、報告をお願いします。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号5番を報告いたします。申請地の状況は、畑と公衆用道路でございました。20年以上経過していることの証明となるものは、昭和43年の住宅の建築確認をいたしました。その時から共用の通路として利用しているとのことです。

続きまして、番号6番を報告いたします。申請地の状況は、牛舎2棟が建っておりまして。20年以上経過していることの証明となるものは、昭和49年及び昭和56年の建築確認をいたしました。

続きまして、番号7番を報告いたします。申請地の状況は、看板が立っており、駐車場として利用されておりました。20年以上経過していることの証明となるものは、平成8年に看板が設置された時から、雑種地としての課税を確認しました。

続きまして、番号8番を報告いたします。申請地の状況は、居宅及び物置、畜舎、自宅敷地内通路として利用されておりました。20年以上経過していることの証明となるものは、昭和49年に居宅を建築した時から宅地として課税されており、そのころから通路として利用しているとのことです。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査を報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第18号番号5番から8番までの4か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第18号番号5番から8番までの4か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第18号番号5番から8番までの4か件について、農地法の適用を受けないことを証明いたします。これで、審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで暫時休憩します。午後3時5分まで。

〔午後2時55分から午後3時5分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは再開します。

議長（佐々木政直会長）

次第の8協議事項に入ります。はじめに、農政の協議（4）令和5年度農地等の利用の最適化に関する意見の提出について、事務局より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、令和5年度農地等の利用の最適化に関する意見の提出については、原案のとおり決定してよろしいかお諮りします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、農政の協議（4）令和5年度農地等の利用の最適化に関する意見の提出については原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いします。

事務局（千葉晃一事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

それでは、事務局、委員のほうから、報告並びに連絡事項はありますか。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほか報告並びに連絡事項はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については、全て終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして、議長の座を降りさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これをもちまして、令和5年度第3回大崎市農業委員会定例総会を閉会します。

午後3時30分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和5年6月26日

会 長 佐々木 政 直

委 員 中 條 泰 洋

委 員 鈴 木 至